

官報号外

平成八年五月二十二日

○ 第百三十六回 参議院会議録第十九号

平成八年五月二十二日(水曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号
平成八年五月二十二日

第一 日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 農畜産業振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、警察法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、提出
警察法の一部を改正する法律案について、提出
者の趣旨説明を求めたいと存しますが、御異議ございませんか?

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。倉
田国務大臣。

〔國務大臣倉田寛之君登壇、拍手〕

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、提出
警察法の一部を改正する法律案について、提出
者の趣旨説明を求めたいと存しますが、御異議ございませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。倉
田国務大臣。

〔國務大臣倉田寛之君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉田寛之君) 警察法の一部を改正す
る法律案につきまして、その趣旨を御説明いたし
ます。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

○和田洋子君 私は、平成会を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました警察法の一部を改
正する法律案について、内閣総理大臣並びに國家
公安委員長に対して質問をさせていただきます。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

○和田洋子君 私は、平成会を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました警察法の一部を改
正する法律案について、内閣総理大臣並びに國家
公安委員長に対して質問をさせていただきます。

和田洋子君

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がござります。発言を許します。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

○和田洋子君 私は、平成会を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました警察法の一部を改
正する法律案について、内閣総理大臣並びに國家
公安委員長に対して質問をさせていただきます。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

和田洋子君

以上が警察法の一部を改正する法律案の趣旨で
ござります。(拍手)

このようない地に落ちてしまった戦後システムを
どのように立て直すのか、国際的信頼を取り戻す
とともに、国民が安心感を持って暮らすことので
きる社会を今後どうして築いていくのかは、我が
国が当面する最大の課題であります。このことにつ
いて、まず橋本総理の所信を伺いたいと存じま
す。

このような地に落ちてしまつた戦後システムを
どのように立て直すのか、国際的信頼を取り戻す
とともに、国民が安心感を持って暮らすことので
きる社会を今後どうして築いていくのかは、我が
国が当面する最大の課題であります。このことにつ
いて、まず橋本総理の所信を伺いたいと存じま
す。

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がござります。発言を許します。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

○和田洋子君 私は、平成会を代表いたしまし
て、ただいま議題となりました警察法の一部を改
正する法律案について、内閣総理大臣並びに國家
公安委員長に対して質問をさせていただきます。

和田洋子君

〔和田洋子君登壇、拍手〕

和田洋子君

第一は、広域組織犯罪等に関する都道府県警察
の管轄区域外における権限に関する規定の整備で
あります。

これは、都道府県警察は、広域組織犯罪等を処
理するため、必要な限度においてその管轄区域外
に権限を及ぼすことができるとしているものであ
ります。

第二は、広域組織犯罪等に関する国家公安委員
会及び警察庁長官の権限に関する規定等の整備で
あります。

第一は、国家公安委員会の権限に属する事務
に、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢
に関する加えるものであります。

その一は、警察庁長官は、広域組織犯罪等に対
処するため必要があると認めるときは、都道府県
警察に対し、広域組織犯罪等に対処するための警
察が、統発する重大特異な事件によって大きく搖ら
ぐ中で、政府の対応の悪さが国民の不安に拍車を
かけているのです。

阪神・淡路大震災における初動態勢のおくれ、
希薄な危機管理意識、情報収集・伝達体制の乱
れ、緊急輸送路の分断など、体制の不備は目を覆
うものであり、無差別大量殺人を惹起したオウム
真理教関連事件についても共通の問題が露呈して
おります。無差別テロを目的とした地下鉄サリン
事件の発生は、全世界に衝撃を与えたのであり、
ではないでしょ。

これが同様に、社会面、特に治安・危機管理体制
に対し、国民は大きな不安を感じております。

第一は、我が国の安全な社会の維持と発展のため、
国際的に高く評価されてきた我が国の安全な社会の
経済システム全体の再構築が求められているので
あります。

される中で、徹底的な総括を経て法律改正を実施することについて批判が出されています。坂本弁護士事件についての初動捜査のつまり、松本サリン事件における第一通報者に対する見込み捜査、あるいは地下鉄サリン事件の事前予知の可能性などについて、国民の厳しい批判に対しどのように説明なさるのでしょうか。

捜査指揮の不手際、情報の一元化と分析力の欠如、刑事警察と公安警察とのあつれきなど、警察当局による国民への説明が求められている問題は多數あるはずあります。これら国民の不信にこたえるべく、それぞれの点について国家公安委員長から明確な答弁をいただきたいと思います。

加えて、國松警察庁長官狙撃事件に関する捜査状況について伺います。

警察庁長官は警察官僚のトップであり、犯罪捜査の最高責任者であります。警察庁長官が狙撃されることは、日本警察のねらい撃ちを意味するものであります。当然その捜査を警察当局のメンツにかけても全力で行っておられるはずであります。しかし犯人解明に至っておりません。ゆゆしき事態であります。よもや迷宮入りとはならぬよう、事件の捜査状況及び解明に向けての國家公安委員長の断固たる決意をお示しいただいたいと思います。

さて、我が国の警察制度は、警察法第三十六条に規定する自治体警察の原則によって、都道府県警察が当該都道府県の区域につき警察の責務を果たすこととなっていましたが、広域組織犯罪に対してはやはり自治体警察の原則が維持し切れなくなつたということなのでしょうか。今回の改正を突破口として、警察庁長官の指揮監督権がより強化され、中央統制が強まるのではないかとの懸念もあります。現行の警察制度の根本原則に対する内閣総理大臣及び国家公安委員長の基本的認識を伺いたいと思います。

また、地方分権の推進が強く求められている状況において、これまでの警察制度自体についても

再検討する必要はないのでしょうか。犯罪

の広域化が進んでいる一方で、本格的高齢社会を迎える生活に密着した、地域に根差した地道道分権の観点から、広域的警察活動と地域警察活動にそれぞれ対応し得るような警察組織のり

な警察活動も求められているところであります。

いかと考えますが、地方分権の推進と警察制度のあり方について、総理大臣及び国家公安委員長の所見を伺いたいと存じます。

具体的改正内容に入りますと、まず、改正ポイントの第一は「広域組織犯罪等に関する権限」として、「都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができる」とする六十三条の三の新設であります。

これまでに都道府県警察は、管轄区域内の公安の維持等に関することができたが、認定できなければ

管轄区域外に権限を及ぼすことができなかつたわけですが、この規定により、明確に認定できなく

ても広域組織犯罪等であれば管轄区域外に権限を及ぼすことができるようになります。

では、この「広域組織犯罪等」とは、具体的にはどのような事例がこれに当たるのでしょうか。特

に、広域組織犯罪等における「組織」とは何か、法文上明示されていないので、まずその定義をお示し願いたいと思います。

また、「必要な限度において」とは、他の都道府県警察によって権限が行使され、それで足りるよ

うな場合には、それに加えて管轄区域外に権限を及ぼすことはないとされておりますが、その認定

は非常に不明確であると思われます。

改正ポイントの第一は、第六十一条の三に規定

される警察庁長官の都道府県警察に対する指示権の創設であります。

警察庁長官が、「広域組織犯罪等」に對処するための警察の態勢に関する事項について「都道府県

警察に指示することができる権限を新たに設けるとともに、指示を受けた都道府県警察は、当該指

示に係る事項を実施するため必要があるときは、他の都道府県警察に対する援助の要求や管轄区域外における権限行使などの措置をとらなければなりません」とされております。この場合の「警察の態

勢に関する事項」というのは具体的に何を指すの

でありますか。

また、現在の都道府県警察の警察官の定数を見

てみると、北海道が約九千人、東京が約四万人、神奈川県警が約一万人、愛知県が約一万人、大阪府が約一万八千人、兵庫県が約一万人、福岡県が約九千人となっており、他の府県に比べて格

段に大規模となつております。

結局、警視庁が全国レベルの中核となつて、警視庁以外のこれらの道府県警察が地域レベルの中核となつて、警察庁の指示を受けて広域組織犯罪等の捜査に当たるといふことなのであります。

では、この「広域組織犯罪等」とは、具体的にはどのような事例がこれに当たるのでしょうか。特

に、広域組織犯罪等における「組織」とは何か、法

文上明示されていないので、まずその定義をお示し願いたいと思います。

また、「必要な限度において」とは、他の都道府

県警察によって権限が行使され、それで足りるよ

うな場合には、それに加えて管轄区域外に権限を

国民のための存在であるという観点から、警察に關する組織、予算、人員、活動状況などを広く国

民に情報公開する必要があります。オンラインマニ

ケーションを図ることによって、より一層国民

生活の平穏と安全が確保されると考えますが、橋

本総理の見解をお聞かせください。

最後に、犯罪被害者対策についてお伺いしま

す。警察庁の任務は、犯罪捜査だけではなく、被害者対策は非常に重要であり、國松警察庁長官も、被害者対策は警察活動全体の柱であり、それは單

に一つ一つの措置が適切にとられるということだけが満足すべきものではなく、警察官の意識改革を伴う精神活動として展開されるべきであると述べておられます。

警察庁においては、二月には「被害者対策要綱」が制定されたようですが、そこで、今後の警察庁の被害者対策の基本方針、それに、オウム真理教関連事件の被害者に対して事件発生以後どのように対策を講じてこられたのか、詳しく述べておられます。

警察庁においては、二月には「被害者対策要綱」が制定されたようですが、そこで、今後の警察庁の被害者対策の基本方針、それに、オウム真理教関連事件の被害者に対して事件発生以後どのように対策を講じてこられたのか、詳しく述べておられます。

警察活動が国民の生活と安全を守るために公權力の行使であればこそ、国民の信頼なくしては成り立たないのです。重大凶悪事件が続発する今こそ、地域社会に密着した都道府県警察の着実な活動こそが警察に対する国民の信頼回復の条件なのです。

総理並びに国家公安委員長におかれましては、今後とも自治体警察の原則を堅持し、国民の生活と安全のため一層活躍されることを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 和田議員にお答えを申し上げます。

まず、戦後日本の社会経済システムの再構築についての御意見をいただきました。

戦後五十年を経て、これまでの経済社会システムにさまざまな問題が生じておりますことは御指摘のとおりであり、二十一世紀を間近に控えて、我が国は現在大きな転換点に差しかかっております。すなわち、内外におきまして、グローバル化・ソーシャンの進展、高次な成熟経済社会への転換、さらに少子・高齢社会への移行、情報通信の高度化といった大きな潮流変化が生じております。これらに的確に対応してまいりますためには、政治、行政、経済、社会などあらゆる分野で根本的な改革が求められております。

このような認識のもとに、御指摘の新たな金融・経済システム、危機管理システムなどを含め、来るべき世纪にふさわしい新たなシステムをつくり出すべく全力を傾けてまいります。

次に、自治体警察制度に対する基本的認識であります。

都道府県警察を単位として各都道府県警察がその判断と責任のもとに具体的な執行を行ふとする現行の自治体警察制度は、現行警察法の制定以来、治安についての国の責任に基づく補完的な関与を加味しながら、効果的かつ効率的に運用されてしまつたと思ひます。

また、今回の改正案第六十一条の三に申します警察庁長官の指示は、広域組織犯罪などに対処するための関係都道府県警察間の役割の分担である限りの関係都道府県警察間の役割の分担でありますとか、指揮系統の調整などの態勢に係る事項に限られるものであり、個々の警察活動にわたるものではございませんので、中央統制が強まるといつた心配はないと思ひます。したがいまして、今回の改正案におきましても現行の警察制度の根本原則に変更を加えてはおりません。

次に、地方分権の推進と警察制度のあり方についてのお尋ねであります。

警察制度のあり方につきましても、地域警察活動のような住民に身近な事項につきましては各都道府県にゆだねるとともに、広域的な警察活動につきましては、国としての一定の治安責任を果た

ムにさまざま問題が生じておりますことは御指摘のとおりであり、二十一世紀を間近に控えて、我が国は現在大きな転換点に差しかかっております。すなわち、内外におきまして、グローバル化・ソーシャンの進展、高次な成熟経済社会への転換、さらに少子・高齢社会への移行、情報通信の高度化といった大きな潮流変化が生じております。これらに的確に対応してまいりますためには、政治、行政、経済、社会などあらゆる分野で根本的な改革が求められております。

し得るものでなければならぬと思ひます。そして、そうした視点から見るとき、私は、我が國の自治体警察制度というものは非常によくつくられた制度だと思つてまいりました。現行の都道府県を単位とする自治体警察制度といふものは、私はこうした観点からも適切なものだと思ひますが、さらに広域組織犯罪に迅速かつ的確に対応することができるよう、今回の警察法改正をお願いしているところであります。

次に、警察行政に関する情報公開と監査などの制度につきましては、警察行政というものの円滑な運営も、当然のことながら国民の理解と協力があつて初めて実現されるものでありますから、警察におきましても、私は、従来から国民に対する情報の提供には努力をしてこらえていると、そう思つてまいりました。

また、警察行政につきましては、既に、市民の声を反映させ市民によってコントロールするための仕組みとして公安委員会制度が設けられております。従来から国家公安委員会及び都道府県公安委員会による警察の民主的管理といふものは適正に行われていると考えており、改めて他の制度を導入する必要はないと思ひます。

最後に、被害者対策の基本方針につきまして、犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害だけではなく、その結果として精神的な被害、経済的な被害など多くの被害を受けていると思われます。また、警察は、被害者にとりまして身近で密接なかかわりを持つ機関でありますから、被害の回復や再発の防止についても大きな期待が寄せられております。

こうした点を踏まえ、警察庁では、本年一月から今後の基本方針として、被害者の視点に立つて、被害者の救援、事情聴取における被害者の精神的負担などの二次的被害の防止、軽減などの諸施策を組織的、総合的に推進することとしておりまます。

次に、オウム真理教関連事件の被害者対策につきましては、

いてあります。オウム真理教関連事件の被害者、その御遺族に対しましては、関係都道府県警察において捜査状況の連絡、各種御相談に応じるなどしてまいりましたほか、犯罪被害者等給付金支給法に基づき、十一名の被害者に対しまして総額五千四百五十九万六千円の給付金を支給いたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣倉田寛之君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉田寛之君) 広域捜査動向の問題点についてのお尋ねございますが、平成六年の警察法の改正におきましては、合同捜査の制度に関する規定等、都道府県警察間の協力を関する規定が整備され、複数の都道府県警察が管轄権を有する事案につきまして、その処理を円滑に行つたために、警察本部長が相互に協議して定めたところにより、関係都道府県警察の指揮を一元化することができるなどとされたところでございます。

今回のオウム真理教関連事件の捜査におきましても、警察庁の指導調整のとど、その改正規定による指揮の一元化が有効に機能して捜査が円滑に推進されたところでございますが、「日黒公証役場事務長拉致事件」や「地下鉄サリン事件」が発生する前に、警視庁が山梨県内のオウム真理教関連施設等に対し権限を及ぼすことができなかつたのか」などの指揮を受けておるところでございます。

しかし、現行法上、個々の都道府県警察は、犯罪が管轄区域内の公安の維持等に関連することを明確に認定できなければ権限を及ぼすことが困難でございます。犯罪に対応するためには必要な全国的な警察の態勢につきまして判断することは困難でございます。こういった問題があります。

このために、広域組織犯罪等に關し、都道府県警察の管轄区域外における権限、警察庁長官の指示などについて規定を新たに整備する必要があります。この改正をお願いいたしているところでござります。

坂本弁護士事件等数点についてお尋ねがございました。

坂本弁護士事件につきましては、事件発生直後が犯罪に使用された初めての事件であり、警察にモト惑いがあつたものであります。第一通報者については、あくまで第一発見者、被害者として適正な捜査を行つたものと承知をいたしております。その過程において、第一通報者に対し御心労をおかけしたことにつきましては、大変申しわけなく感じている次第であります。

また、地下鉄サリン事件につきましては、結果的に強制捜査に着手する直前にその発生を見たことはまさに残念でありますが、警察は、松本サリン事件や公証役場事務長拉致事件などについて、証拠に基づき一つ一つ事実を積み重ね、懸命な捜査を行つてきたものと承知をいたしております。

さらに、一連のオウム真理教関連事件捜査につきましては、警察庁の調整のもと、関係都道府県警察及び警察各部門が緊密な連携を図るなど、警察の全組織を挙げた懸命な捜査を行つたものと承知をいたしております。

警察庁を中心とした鋭意捜査を推進しているところであります。また、全国の警察におきましても関連情報を収集に努めておりますが、犯人の特定には至つております。

本事件は、我が国の警察の最高責任者である警察庁長官が銃撃で撃たれるという極めて重大な事件であり、本事件の解決なくして国民の治安に対する安心感、警察に対する信頼感を取り戻すこととはできないと認識をいたしております。国の治

安を預かるものとして、」のような認識のもと、警視庁を初め全国警察の総力を挙げて犯人の検挙に取り組む所存であります。

自治体警察の原則に対する基本的な認識についてのお尋ねでございますが、総理からも答弁がありましたとおり、都道府県警察がその責任と判断

のもとに具体的な執行を行つとする現行の自治体警察制度につきましては、政府が進めております

地方分権の推進の観点からも極めて意義あるものと認識をいたしておりますところであります。

今回の改正案につきましても、オウム真理教関連事件の経緯にかんがみまして、各都道府県警察が広域犯罪等に迅速かつ的確に対処できるようにするために、国が全国的な立場から補完的に関与することとするものであり、具体的な捜査活動における個々の方針や方法の指揮を行ふものではございません。したがいまして、都道府県警察がその判断と責任のもとに具体的な執行を行ふとする

現行の自治体警察制度の枠組みを変更するものではありません。

地方分権の推進と警察制度のあり方についてのお尋ねでございますが、地方分権の推進は、現在、政府を挙げて取り組んでいる重要な課題であります。自治体警察制度もその趣旨に沿つたものであると認識をいたしております。

官報(号外)

警察におきましては、地域に密着した警察活動の重要性にかんがみまして、交番の機能強化等、地域社会における安全の確保のための諸方策を講じているところでございます。このような地域警察活動の基盤の強化の上に、国が都道府県警察の活動を補完的にサポートし、広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処することができるようになります。今回の改正をお願いいたしているところであります。

次に、具体的な内容についてのお尋ねであります。まず第一に、「広域組織犯罪等」に該当する具体的な事例としては、オウム真理教関連事件と同種のテロ事件、全国の広範な区域にわたつて

組事務所や傘下の組織を有する暴力団相互間の対立抗争事件などがございます。また、「広域組織犯罪等」にいう「組織」についてでございますが、

お尋ねでございますが、総理からも答弁がありましたとおり、都道府県警察がその責任と判断

のもとに具体的な執行を行つとする現行の自治体警察制度につきましては、政府が進めております

地方分権の推進の観点からも極めて意義あるものと認識をいたしておりますところであります。

今回の改正案につきましても、オウム真理教関連事件の経緯にかんがみまして、各都道府県警察が広域犯罪等に迅速かつ的確に対処できるようにするために、国が全国的な立場から補完的に関与することとするものであり、具体的な捜査活動における個々の方針や方法の指揮を行ふものではございません。したがいまして、都道府県警察がその判断と責任のもとに具体的な執行を行ふとする

現行の自治体警察制度の枠組みを変更するものではありません。

地方分権の推進と警察制度のあり方についてのお尋ねでございますが、地方分権の推進は、現在、政府を挙げて取り組んでいる重要な課題であります。自治体警察制度もその趣旨に沿つたものであると認識をいたしております。

警察におきましては、地域に密着した警察活動の重要性にかんがみまして、交番の機能強化等、地域社会における安全の確保のための諸方策を講じているところでございます。このような地域警察活動の基盤の強化の上に、国が都道府県警察の活動を補完的にサポートし、広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処することができるようになります。今回の改正をお願いいたしているところであります。

次に、具体的な内容についてのお尋ねであります。まず第一に、「広域組織犯罪等」に該当する具体的な事例としては、オウム真理教関連事件と同種のテロ事件、全国の広範な区域にわたつて

害を受けておられるのであります。

また、銃器使用による殺人事件やサリン事件等によつて被害者の救済に対する関心が高まつております。国際的にも被害者の権利を重視することが近年の潮流となつていてあります。

こうした点を踏まえまして、警察では、有識者からの提言等も参考にしながら、被害者対策についての基本方針をこのほど取りまとめ、本年二月に各都道府県警察に示したところであります。

その基本方針につきましては、総理から先ほど御答弁いたしましたとおりでございますが、具体的な困難であると考えております。

第三に、「警察の態勢に関する事項」とは、捜査を行うべき都道府県警察の範囲、その間の任務分担、指揮系統の調整等に関する事項を指すものでございます。

また、広域組織犯罪等の捜査に当たつての態勢整備のあり方についてでございますが、広域組織犯罪等とは、全国の広範な区域において公安等を害し、または害するおそれのある事案を言うものでありますから、すべての都道府県警察が広域組織犯罪等を処理するため管轄区域外に権限を及ぼし得ることとすることは、現行法の自治体警察制度の基本的な枠組みに変更を加えるものではございません。

このように、広域組織犯罪等の捜査はいずれの都道府県警察もこれを実施することができるものでございますが、その捜査をいざれの都道府県警察が中心となって行うなどの具体的な態勢整備のあり方については、事案の規模、その発生地を管轄する都道府県警察のとり得る態勢の内容等に応じ、個別的、具体的に決せられるものと承知をいたしております。

次に、オウム真理教関連事件の被害者に対する対策についてのお尋ねでございますが、ただいま

総理が御答弁申し上げたとおりでございます。いずれにいたしましても、警察をいたしまして

は、今後とも被害者対策に一層の努力をしてまいります。(拍手)

○議長(新藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(新藤十朗君) これは、今後とも被害者対策に一層の努力をしてまいります。(拍手)

○議長(新藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(新藤十朗君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

本法律案は、学術研究を積極的に推進するため、日本学術振興会の目的及び業務に学術の応用に関する研究を行つことを加えるとともに、日本学術振興会に対し政府が出資することとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等について修

正が行われております。

委員会におきましては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内

容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係

省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用

などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、学術研究を積極的に推進するため、日本学術振興会の目的及び業務に学術の応用に関する研究を行つことを加えるとともに、日本学術振興会に対し政府が出資することとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

本法律案は、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、学術研究を積極的に推進するため、日本学術振興会の目的及び業務に学術の応用に関する研究を行つことを加えるとともに、日本学術振興会に対し政府が出資することとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

本法律案は、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、学術研究を積極的に推進するため、日本学術振興会の目的及び業務に学術の応用に関する研究を行つことを加えるとともに、日本学術振興会に対し政府が出資することとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(新藤十朗君) 本案に賛成の者起立

本法律案は、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調整・連携のあり方、外国人教員の雇用などの諸問題につきまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号)

を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図るため、畜産振興事業団と畜糞砂糖類価格安定事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立します。

委員会におきましては、行政改革推進の一環として行われる両事業団統合の具体的効果、新事業団の運営方針、農畜産物価格政策のあり方、肉牛、鶏及び砂糖の生産対策等について質疑が行されました。その詳細は会議録によって御承知願います。

○議長(斎藤十朗君) これより可決すべきものと決定いたしました。本法律案に対し、三項目にわたる附帯決議を行いました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長寺崎昭久君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○寺崎昭久君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより、自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、自動車ターミナル事業の規制緩和による具体的効果、自動車ターミナルの整備促進と安全性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより可決すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 防衛厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長寺崎昭久君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○寺崎昭久君登壇、拍手

につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、防衛厅の任務の円滑な遂行を図るため、防衛大学校に一般大学の大学院修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置し得るよう同

大学校の所掌事務を改めるとともに、統合幕僚会議に、防衛に関する情報の収集及び調査に係る統合幕僚会議の事務等をつかさどる組織として情報本部を新設し、あわせて、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から統合幕僚会議に所要の自衛官を移しかえること等のため、自衛官の定数を改めようとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより可決すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

小川 高橋 令則君
高橋 元君
小山 岩瀬 良三君
西川 琳子君
小山 峰男君
菅原 健二君
阿曾田 清君
烟 恵君
渡辺 孝男君
石田 美栄君
石田 信也君
北澤 勉美君
牛嶋 正君
浜田 昭久君
寺崎 昭久君
勝木 健司君
田村 秀昭君
寺澤 芳男君
林 寛子君
片上 公人君
石井 一二君
三浦 一水君
椎名 素夫君
堂本 曜子君
保坂 三蔵君
金本 邦茂君
景山俊太郎君
友部 達夫君
海野 義孝君
岩井 駿君
塙崎 恭久君
横尾 和伸君
直嶋 正行君
陣内 國臣君
孝雄君
五

山崎 市川 一朗君
市川 高野 博師君
田 長谷川道郎君
平田 洋子君
田浦 健君
大森 佐子君
戸田 邦司君
水島 裕君
益田 洋介君
武田 節子君
釤宮 譲君
山下 栄一君
綱 訓弘君
木庭 健太郎君
白浜 一良君
星野 明市君
及川 順郎君
平井 卓志君
足立 良平君
広中 和歌子君
山本 一太君
中尾 則幸君
松村 蘭二君
鈴木 正孝君
常田 享許君
金田 勝年君
林 久美子君
福本 潤一君
海老原義彦君
阿部 正俊君
山崎 順子君
平野 貞夫君
二木 祥雲君

力君

平成八年五月二十一日

參議院會議錄第十九號

議長の報告事項

猪熊	重二君	長谷川 清君	永田 志村 吉田 世耕 坪井 鈴木 桥本 上野 溝手 河本 鹿熊 真島 佐藤 斋藤 木宮 石川 野沢 坂野 山東 真鍋 上杉 岩崎 井上 村上 坂野 岩崎 岩永 谷川 照屋
志村	良雄君	良雄君	哲良君
吉田	之久君	政隆君	一宇君
世耕	榮治君	芳正君	基君
坪井			
鈴木			
桥本			
上野			
溝手			
河本			
鹿熊			
真島			
佐藤			
斎藤			
木宮			
石川			
野沢			
坂野			
山東			
真鍋			
上杉			
岩崎			
村上			
井上			
坂野			
岩崎			
岩永			
谷川			
照屋			
小山			
龜谷			
清水			
忠夫君			
孝雄君			
博昭君			
高美君			
澄子君			
秀善君			
宣徳君			

南野知恵子君	加藤 大脇 鎌田 清水嘉与子君	紀文君 雅子君 要人君 勝君
赤桐	潤上 大島 慶久君	上 大島 嘉与子君
吉岡	浦田 小野 清子君	山 浦田 嘉与子君
操君	井上 竹山 裕君	井上 竹山 裕君
西山登紀子君	梶原 高木 菅野 大河原太一郎君	敬義君 幸之君 孝君
三重野菜子君	田村 西川 稻野 江本	田村 西川 稻野 江本
及川	矢田部 笠井 瀬君 公平君	矢田部 笠井 瀬君 公平君
吉川	高木 正明君 久光君 孟紀君	正明君 久光君 瀬君 孟紀君
春子君	菅野 亮君 茂君	菅野 亮君 茂君
上山	阿部 谷本 佐藤 泰子君 道夫君	阿部 谷本 佐藤 泰子君 道夫君
和人君	須藤美也子君	須藤美也子君

議長の報告事項
去る十七日議長において、次のとおり常任委員会の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛厅設置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)
内閣委員会に付託

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造
契約の防止に関する法律案(閣法第七七号)
運輸委員会に付託

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(閣法第二九号)
労働委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

建設委員會
總召集人
林任
辭任
中尾
龜谷
博昭君
則幸君
奥村
岩井
補欠
國臣君
展三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
辞任 山崎 力君 小川 勝也君 植木 補欠

内閣委員会
理事 齋藤 勤君（齋藤勤君の補欠）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
第一回内閣提出案

政府委員	國務大臣	全委員長
警察廳長官官房	防衛廳長官	國家公安局委員
菅沼	白井日出男君	倉田實之助
清高君		

同日衆議院から次の内閣提出案を交付した。
警察法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する
法律案(閣法第六一号)

議長の報告事項

通信・旅送機構法の一部を改正する法律案(附
法第八二号)

正を許可し、その補

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図

谷本
栗原
吉田子
君
照屋
天日郎
里
補欠
任
魏君

（ための特別措置に関する法律案）閣法第十九号

卷之三

防衛廳設置法の一部を改正する法律案(閣法第
二〇二)

農林水產委員
辭任

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案(閣法第七七号)

卷之三

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(開法第三七号)

岩井國子

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

勸委員

主共和国との間の協定の締結について承認を求

吉田

所得に対する租税に関する一重課税の回避及び その他の

官 報 (号 外)

脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
（に旨議決充てて置く）。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受けた旨認定するに足る事実がある。

領した。
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律
案
同日議員から次の質問主意書が提出された。

市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問
主意書(栗原君子君提出)
同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦
主共和国との間の協定の締結について承認をさ
めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国と
の間の条約の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に
知した。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律
訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置等の一部を改正する法律
の一部を改正する法律
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上し、
旨の通知書を受領した。
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律
一昨二十日議長において、次のとおり常任委員会
辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員	辞任	尾辻 秀久君	補欠
農林水産委員	辞任	浦田 勝君	補欠
建設委員	辞任	岡部 三郎君	岩井 國臣君
外務省歐亜局長事務代理	辞任	岩井 國臣君	浦田 勝君
外務省經濟局長事務代理	補欠	浦田 勝君	岩井 國臣君
同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省歐亜局長浦部和好君及び外務省經濟局長野上義二君の第百三十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することとを承認した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することとを承認した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	辞任	尾辻 秀久君	村上 正邦君
法務委員	辞任	千葉 景子君	薪次君

文教委員	辞任	(国会法第41条の規定によるもの)
厚生委員	辞任	(国会法第41条の規定によるもの)
農林水産委員	辞任	(国会法第41条の規定によるもの)
運輸委員	補欠	(国会法第41条の規定によるもの)
労働委員	岩井 三郎君	(国会法第41条の規定によるもの)
建設委員	浦田 國臣君	(国会法第41条の規定によるもの)
決算委員	勝君	補欠
議院運営委員	岩井 潤一君	笠原 潤一君
辞任	青木 新次君	(国会法第41条の規定によるもの)
辞任	千葉 曜子君	(国会法第41条の規定によるもの)
辞任	浦田 勝君	竹村 泰子君
鈴木 政二君	岩永 浩美君	同上
同上	潤一君	同上
許可し、その賠欠を指名した。	春子君	同上
地方分権及び規制緩和に関する特別委員	裕君	同上
ある。	志苦 三郎君	同上
同日委員会において選任した理事は次のとおりで	鈴木 政二君	同上
ある。	伊藤 基隆君	同上
今井 遼君	岩永 浩美君	同上
補欠	裕君	同上
補欠	志苦 三郎君	同上
補欠	春子君	同上
補欠	浦田 勝君	同上
補欠	岩井 潤一君	同上
補欠	青木 新次君	同上
補欠	千葉 曜子君	同上
補欠	浦田 勝君	同上
補欠	岩井 三郎君	同上
補欠	春子君	同上
補欠	裕君	同上
補欠	志苦 三郎君	同上
補欠	鈴木 政二君	同上
補欠	岩永 浩美君	同上
補欠	春子君	同上
補欠	裕君	同上
補欠	志苦 三郎君	同上
補欠	鈴木 政二君	同上
補欠	岩永 浩美君	同上

農林水産委員会
理事 常田 享詳君（常田享詳君の補欠）
理事 谷本 巍君（谷本巍君の補欠）
同日委員長から次の報告書が提出された。
日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣
法第二（一）号）審査報告書
農畜産業振興事業団法律案（閣法第一四号）審査報
告書
自動車ターミナル法の一部を改正する法律案
(閣法第六〇号)審査報告書
防衛庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第
三〇号）審査報告書
同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条
の規定に基づく平成七年度社会保障制度審議会報
告書を受領した。
同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長か
ら、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づ
く平成七年日本銀行政策委員会年次報告書を受領
した。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に百十億円が計上されている。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月二十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 土井たか子

(小字及び
—は衆議院修正)

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

同条中「第二十条・第二十一条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

同条中「第二十条・第二十一条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法(昭和四十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

は、それぞれその任命に係るに改め、同条に次の二項を加える。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

受けなければならない。

条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日) 平成八年四月一日から施行す

る。

1 この法律は、平成八年四月一日から施行す

る。

2 (役員の任命に関する経過措置)

この法律の施行の際に理事である者は、そ

の際改定後の日本学術振興会法(以下「新法」という。)第十条第二項の規定により理事として任

命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされ

る理事の任期は、新法第一条第一項の規定に

かかわらず、この法律の施行の際ににおけるそ

者の理事としての残任期間と同一の期間とす

る。

4 新法第二十五条の規定は、平成七年四月一日

に始まる事業年度に係る同条の財務諸表及び附

属明細書並びに業務報告書等から適用する。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

の一部を次のように改訂する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本芸術文

化振興会」の下に「日本学術振興会」を加え

る。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学術

振興会」を削る。

7 (法人税法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する日本学

術振興会の事業年度に関する地方税法の規定の適用について

は、その事業年度の開始の日からその期間及び

施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれの事業

年度とみなす。

条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十条中「一万円」を「十万円」に改める。

別表第一 第一号の表日本開発銀行の項の次に

次のように加える。

別表第一 第一号の表日本開発銀行の項の次に

次のように加える。

8 (法人税法の一部改正)

法人税法昭和四十年法律第三十四号(以下「新法」という。)第十条第二項の規定により理事として任

命されたものとみなす。

9 施行日の属する日本学術振興会の事業年度に関する法人税法

その他の法人税に関する法令の規定の適用については、その事業

年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からそ

の事業年度の末日までの期間をそれぞれの事業年度とみな

す。

10 登録免許税法(昭和四十一年法律第二十五号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

11 登録免許税法の一部改正

12 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

13 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

14 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

15 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

16 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

17 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

18 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

19 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

20 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

21 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

22 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

23 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

24 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

25 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

26 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

27 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

28 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

29 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

30 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

31 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

32 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

33 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

34 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

35 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

36 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

37 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

38 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

39 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

40 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

41 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

42 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

43 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

44 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改訂する。

別表第一日本育英会の項の次に次のように加

える。

45 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十三号)

事業団とを統合し、新たに農畜産業振興事業団を設立しようとするものであつて、妥当な措置を認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に、畜産振興事業団及び蚕糸・砂糖類価格安定事業団(同事業団が解散し、農畜産業振興事業団が設立された場合には同事業団)に対する交付金等一千五百六十九億三千七百万円が計上されている。

附帯決議

畜産振興事業団及び蚕糸・砂糖類価格安定事業団は、設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行うことにより、我が国農畜産業と関連産業の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、時代の変化に対応して、その役割を一層適切かつ効率的に果たすことが求められるようになつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全の意を期すべきである。

一 畜産振興事業団と蚕糸・砂糖類価格安定事業団との統合が行政改革推進の一環として実施されることにかんがみ、管理部門の一本化等組織の合理化を適切かつ円滑に実施するとともに、從来の業務に支障を來さぬよう配慮しつつ、可能な限り、その運営の効率化に努めること。

また、二法人の統合に当たり、職員の待遇等の諸課題の解決について十分な配慮を講ずることのどすること。

二 畜産物・繭糸・砂糖類の価格安定制度については、品目ごとの特性等に配慮しつつ、適切かつ円滑な運用を図るとともに、これら農産物の価格安定制度に関する国民の理解が一層得られるよう、業務、財務等の内容についてのディス

クローラーを含め、情報の十分な提供に努めること。

三 新たに行われる砂糖類関係の業務については、国内生産者や関連産業のみならず、消費者や国民生活の面にも配慮した内容となるよう努めること。

右決議する。

その関連産業の健全な発展並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 農畜産業振興事業団(以下「事業団」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

(出資)

第四条 事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により出資があつたものとされた金額とする。

事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第六条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 乳業者(畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十二号)第五条第一項の乳業者をいう。次号及び第三号において同じ。)

二 農業協同組合連合会

三 乳業者が組織する中小企業等協同組合

連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる

(持分の譲渡)

第十一条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

第十二条 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

第十三条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十四条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十五条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十六条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十七条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

者又は器械玉糸製造業を営む者に限る。次号において同じ。)

七 製糸業者が直接又は間接の構成員となつてゐる商工組合、商工組合連合会又は中小企業等協同組合

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(出資証券)

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

(出資証券)

第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができる。

第九条 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十条 事業団は、出資者に對し、その持分を払戻すことができる。

第十二条 事業団は、出資者たる地位を失うことができる。

(出資者たる地位の喪失)

第十三条 政府以外の出資者(以下第四十七条までにおいて單に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによってのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十四条 第五条第一号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十五条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十六条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十七条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十八条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第十九条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十一条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十二条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十三条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十四条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十五条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十六条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十七条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

第二十八条 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二条 事業団でない者は、農畜産業振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事十五人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行なう。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

官 報 (号 外)

2 (役員の任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第十七条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は一年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

第十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

第二十条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

第二十一条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十三条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

2 (職員の任命)

第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

2 (業務の範囲)

第二十五条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 農畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行なうこと。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十六条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならぬ

い。ただし、非常勤の理事にあっては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十七条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十八条 事業団の公務員たる性質

第十九条 第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第十二条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十三条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十四条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 農畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行なうこと。

2 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く)の買入れ、交換及び売渡しを行なうこと。

3 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く)の買入れ、交換及び売渡しを行なうこと。

4 生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関する

5 委員は、出資者(法人にあっては、その代表者)及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第

8 委員の任期は、二年とする。

9 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第

10 委員の任期は、二年とする。

11 委員の任期は、二年とする。

12 委員の任期は、二年とする。

13 委員の任期は、二年とする。

14 委員の任期は、二年とする。

15 委員の任期は、二年とする。

16 委員の任期は、二年とする。

17 委員の任期は、二年とする。

18 委員の任期は、二年とする。

19 委員の任期は、二年とする。

20 委員の任期は、二年とする。

21 委員の任期は、二年とする。

22 委員の任期は、二年とする。

23 委員の任期は、二年とする。

24 委員の任期は、二年とする。

25 委員の任期は、二年とする。

26 委員の任期は、二年とする。

27 委員の任期は、二年とする。

28 委員の任期は、二年とする。

29 委員の任期は、二年とする。

30 委員の任期は、二年とする。

31 委員の任期は、二年とする。

32 委員の任期は、二年とする。

33 委員の任期は、二年とする。

34 委員の任期は、二年とする。

35 委員の任期は、二年とする。

36 委員の任期は、二年とする。

37 委員の任期は、二年とする。

38 委員の任期は、二年とする。

39 委員の任期は、二年とする。

40 委員の任期は、二年とする。

41 委員の任期は、二年とする。

42 委員の任期は、二年とする。

43 委員の任期は、二年とする。

44 委員の任期は、二年とする。

45 委員の任期は、二年とする。

46 委員の任期は、二年とする。

47 委員の任期は、二年とする。

48 委員の任期は、二年とする。

49 委員の任期は、二年とする。

50 委員の任期は、二年とする。

51 委員の任期は、二年とする。

52 委員の任期は、二年とする。

53 委員の任期は、二年とする。

54 委員の任期は、二年とする。

55 委員の任期は、二年とする。

56 委員の任期は、二年とする。

57 委員の任期は、二年とする。

58 委員の任期は、二年とする。

59 委員の任期は、二年とする。

60 委員の任期は、二年とする。

61 委員の任期は、二年とする。

62 委員の任期は、二年とする。

63 委員の任期は、二年とする。

64 委員の任期は、二年とする。

65 委員の任期は、二年とする。

66 委員の任期は、二年とする。

67 委員の任期は、二年とする。

68 委員の任期は、二年とする。

69 委員の任期は、二年とする。

70 委員の任期は、二年とする。

71 委員の任期は、二年とする。

72 委員の任期は、二年とする。

73 委員の任期は、二年とする。

74 委員の任期は、二年とする。

75 委員の任期は、二年とする。

76 委員の任期は、二年とする。

77 委員の任期は、二年とする。

78 委員の任期は、二年とする。

79 委員の任期は、二年とする。

80 委員の任期は、二年とする。

81 委員の任期は、二年とする。

82 委員の任期は、二年とする。

83 委員の任期は、二年とする。

84 委員の任期は、二年とする。

85 委員の任期は、二年とする。

86 委員の任期は、二年とする。

87 委員の任期は、二年とする。

88 委員の任期は、二年とする。

89 委員の任期は、二年とする。

90 委員の任期は、二年とする。

91 委員の任期は、二年とする。

92 委員の任期は、二年とする。

93 委員の任期は、二年とする。

94 委員の任期は、二年とする。

95 委員の任期は、二年とする。

96 委員の任期は、二年とする。

97 委員の任期は、二年とする。

98 委員の任期は、二年とする。

99 委員の任期は、二年とする。

100 委員の任期は、二年とする。

101 委員の任期は、二年とする。

102 委員の任期は、二年とする。

103 委員の任期は、二年とする。

104 委員の任期は、二年とする。

105 委員の任期は、二年とする。

106 委員の任期は、二年とする。

107 委員の任期は、二年とする。

108 委員の任期は、二年とする。

109 委員の任期は、二年とする。

110 委員の任期は、二年とする。

111 委員の任期は、二年とする。

112 委員の任期は、二年とする。

113 委員の任期は、二年とする。

114 委員の任期は、二年とする。

115 委員の任期は、二年とする。

116 委員の任期は、二年とする。

117 委員の任期は、二年とする。

118 委員の任期は、二年とする。

119 委員の任期は、二年とする。

120 委員の任期は、二年とする。

121 委員の任期は、二年とする。

122 委員の任期は、二年とする。

123 委員の任期は、二年とする。

124 委員の任期は、二年とする。

125 委員の任期は、二年とする。

126 委員の任期は、二年とする。

127 委員の任期は、二年とする。

128 委員の任期は、二年とする。

129 委員の任期は、二年とする。

130 委員の任期は、二年とする。

131 委員の任期は、二年とする。

132 委員の任期は、二年とする。

133 委員の任期は、二年とする。

134 委員の任期は、二年とする。

135 委員の任期は、二年とする。

136 委員の任期は、二年とする。

137 委員の任期は、二年とする。

138 委員の任期は、二年とする。

139 委員の任期は、二年とする。

140 委員の任期は、二年とする。

141 委員の任期は、二年とする。

142 委員の任期は、二年とする。

143 委員の任期は、二年とする。

144 委員の任期は、二年とする。

145 委員の任期は、二年とする。

146 委員の任期は、二年とする。

147 委員の任期は、二年とする。

148 委員の任期は、二年とする。

149 委員の任期は、二年とする。

150 委員の任期は、二年とする。

151 委員の任期は、二年とする。

152 委員の任期は、二年とする。

153 委員の任期は、二年とする。

154 委員の任期は、二年とする。

155 委員の任期は、二年とする。

156 委員の任期は、二年とする。

157 委員の任期は、二年とする。

158 委員の任期は、二年とする。

159 委員の任期は、二年とする。

160 委員の任期は、二年とする。

161 委員の任期は、二年とする。

162 委員の任期は、二年とする。

163 委員の任期は、二年とする。

164 委員の任期は、二年とする。

165 委員の任期は、二年とする。

166 委員の任期は、二年とする。

167 委員の任期は、二年とする。

168 委員の任期は、二年とする。

169 委員の任期は、二年とする。

170 委員の任期は、二年とする。

171 委員の任期は、二年とする。

172 委員の任期は、二年とする。

173 委員の任期は、二年とする。

174 委員の任期は、二年とする。

175 委員の任期は、二年とする。

176 委員の任期は、二年とする。

177 委員の任期は、二年とする。

178 委員の任期は、二年とする。

乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

二 畜産物の価格安定等に関する法律第十三条の規定により、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

三 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の經營若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの(以下「指定助成対象事業」という。)についてその経費を補助し、又は指定助成対象事業に出資すること。

四 蘭系価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと(口又はハの業務に該当するものを除く。)。

ロ 委託を受けて、乾蘭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

ハ 生糸の輸入、蘭系価格安定法第十二条の七第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

二 イからハまでの業務に伴う生糸又は蘭の

保管を行つこと。

五 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第百九号)の規定により次の業務を行ふこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 异性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

六 主要な畜産物、蘭、生糸並びに砂糖類(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十号)第二条第四項に規定する砂糖類をいふ。以下同じ。)及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

九 主要な畜産物、蘭、生糸並びに砂糖類(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十号)第二条第四項に規定する砂糖類をいふ。以下同じ。)及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

一〇 前各号の業務を行つること。

一一 事業団は、前項の規定により行つ業務のか、次の業務を行つことができる。

一二 第三十九条第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として、蘭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るために事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定められたものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行ふこと。

一二 第四十一条第一項に規定する糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきの生産又は流通の合理化を図るために事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定められたものについてその経費を補助し又は当該事

業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行ふこと。

三 事業団は、前二項の規定により行つ業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行ふことができる。

一 飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵その他政令で定める主要な畜産物の需要の増進に関する業務を行ふこと。

二 生糸の流通の円滑化を図るために生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行ふこと。

三 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

五 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、運営なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

六 事業団は、第二項各号又は前項第一号の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けること。

七 事業団は、前項第一号の業務の買入れ、保管及び売渡しの決定を除く。については、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第六号の事業を行つ農業協同組合連合会その他の農林水産大臣の指定する者とし、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者から委託を受けて売り渡すこと。

八 生糸の輸入、蘭系価格安定法第十二条の七第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

九 第四十一条第一項に規定する糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきの生産又は流通の合理化を図るために事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定められたものについての経費を補助し又は当該事

四 前条第一項第四号ハの生糸の輸入に関する業務については、輸入業者

二 前項第一号から第三号までに掲げる者は、他に支障のない範囲内で、次の業務を行ふことの法律の規定にかかるわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行ふことができる。

三 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

五 事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、運営なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

六 事業団は、第二項各号又は前項第一号の業務の買入れ、保管及び売渡しの決定を除く。については、農業協同組合連合会その他の農林水産大臣の指定する者とし、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者から委託を受けて売り渡すこと。

七 事業団は、前項第一号の業務の買入れ、保管及び売渡しの決定を除く。については、農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第六号の事業を行つ農業協同組合連合会その他の農林水産大臣の指定する者とし、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者から委託を受けて売り渡すこと。

八 生糸の輸入、蘭系価格安定法第十二条の七第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

九 第四十一条第一項に規定する糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきの生産又は流通の合理化を図るために事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定められたものについての経費を補助し又は当該事

一号及び第三項第一号の業務
五 第二十八条第一項第五号の業務、同項第六号の業務(砂糖類及びその原料作物に係るものに限る)及びこれらに附帯する業務並びに

同項第二項第二号の業務
次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額(次号の金額を除く。)前項第一号の業務に係る勘定
二 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額のうち、同項第一項の規定による承継の際附則第十九条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律第四十八条第二項の規定により同法第三十八条第一項第五号の業務に係る勘定において経理を行っている金額 前項第一号の業務に係る勘定

三 第五条第一号から第四号までに掲げる者が出資する金額 前項第一号の業務に係る勘定

四 附則第七条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額及び第五条第五号から第七号までに掲げる者が出資する金額 前項第四号の業務に係る勘定

官報(号外)

第三十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年二月三十日に終わる。
(事業計画等の認可)
第三十二条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開

始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。
(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第三十六条 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第二十八条第一項第三号の業務を除く。について保証することができる。

(交付金の交付)

資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。について保証することができる。

第三十八条 事業団は、前条第一項の規定により交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子等の運用利益金その他當

2 事業団は、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に関する書類を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売出しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条第一項(同法附則第三条第七項において準用する場合を含む。)又は同法第二十九条第一項(同法附則第四条第七項において準用する場合を含む。)の規定により定められる事業団の売却しの価格が政令で定めるところにより同法第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売却しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。)に相当する金額を交付するものとする。

第三十九条 事業団は、前条第一項の規定により交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子等の運用利益金その他當

2 事業団は、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に関する書類を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安

定等に関する法律の規定による国内産糖及び

国内産ぶどう糖の買入れ及び売出しの対価の差額

(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第

二十四条第一項(同法附則第三条第七項におい

て準用する場合を含む。)又は同法第二十九条

第一項(同法附則第四条第七項において準用する

場合を含む。)の規定により定められる事業団の

売却しの価格が政令で定めるところにより同法

第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価

格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対

する売渡しの価格に換算した額に満たない額で

ある場合には、当該売却しの価格と当該換算し

た額との差額に係る部分を除く。)に相当する金

額を交付するものとする。

(畜産助成資金)

第三十九条 事業団は、前条第一項の規定により

交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号

の業務に必要な経費の財源に充てるための資金

として管理しなければならない。当該資金の運

用によって生じた利子等の運用利益金その他當

2 事業団は、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に関する書類を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安

定等に関する法律の規定による国内産糖及び

国内産ぶどう糖の買入れ及び売出しの対価の差額

(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第

二十四条第一項(同法附則第三条第七項におい

て準用する場合を含む。)又は同法第二十九条

第一項(同法附則第四条第七項において準用する

場合を含む。)の規定により定められる事業団の

売却しの価格が政令で定めるところにより同法

第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価

格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対

する売渡しの価格に換算した額に満たない額で

ある場合には、当該売却しの価格と当該換算し

た額との差額に係る部分を除く。)に相当する金

額を交付するものとする。

(畜産助成資金)

第三十九条 事業団は、前条第一項の規定により

交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号

の業務に必要な経費の財源に充てるための資金

として管理しなければならない。当該資金の運

用によって生じた利子等の運用利益金その他當

官報(号外)

該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(蚕糸業振興資金)

第三十九条 事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2 事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による売渡し及び同法第十二条の十

三第一項の規定による売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする。

4 事業団は、第二十二条第一項第四号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余の額があるときは、同項の規定にかかるわざ、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を蚕糸業振興資金に充てることができる。

5 蚕糸業振興資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、蚕糸業振興資金に充てるものとする。

6 蚕糸業振興資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第一号の業務に必要な経費に充てる場合並びに繭糸価

る売戻しの業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(糖価安定資金)

第四十条 事業団は、第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定に、糖価安定資金を置くものとする。

2 事業団は、糖価安定資金に係る経理については、第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡し及び同法第九条第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち第一項の規定による売戻しに規定する売戻しの価格(同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十二条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格)により売戻しがさられるものについての当該売渡しの対価と当該元渡しの対価との差額中当該売渡しの価格(当該指定糖が混合糖である場合にあっては、当該元渡しの価格から同法第八条第二号に掲げる額を控除して得た額)と安定下限価格(同法第十条第一項第一号の安定下限価格(混合糖については、当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額)をいう。)との差額に係る部分を糖価安定資金に充てるものとする。

4 糖価安定資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるものとする。

5 糖価安定資金は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(余裕金の運用)

第四十一条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(監査)

第四十四条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 監督

(農林水産省令への委任)

第四十五条 事業団は、農林水産大臣が監督する。

第四十六条 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十七条 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するた

又は使用することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第四十三条 事業団が第二十八条第一項第三号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が國以外の者に對して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(第二十二条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「農畜産業振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「農畜産業振興事業団の理事長」と読み替えるものとする。

同様とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第四十四条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 監督

(監査)

第四十五条 事業団は、農林水産大臣が監督する。

第四十六条 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十七条 農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するた

め必要があると認めるときは、事業団若しくは第一二十九条第一項の規定により委託を受けた者

(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、

業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第四十七条 事業団が出資者に対してもする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
(書類の備付け及び閲覧)

第四十八条 事業団は、第三十四条第三項に規定する書類のほか、業務方法書及び出資者名簿を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、第三十一条第一項第二号の業務に係る出資及び同項第四号の業務に係る出資とともに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所

二 出資の金額

三 その他政令で定める事項

3 出資者及び事業団の債権者(事業団が保証契約を締結している金融機関を含む)は、第三十一条第三項に規定する書類及び第一項の書類の閲覧を拒ん

だことができる。

(解散)

第四十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十条 農林水産大臣は、次に掲げる場合に大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第一二十八条第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項第一号ニ若しくは第三号、第三十条第一項又は第四十四条の規定により認可をしようとするとき。

三 第三十四条第一項又は第四十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一号若しくは第一号の規定による指定をしようとするとき。

五 第二十八条第一項から第三項までに規定することを怠つたとき。

六 第二十八条第一項の規定に違反して、登記を受けたとき。

七 第二十八条第一項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

八 第三十九条第六項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。

九 第四十条第五項の規定に違反して、糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。

十 第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

十一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受

託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十一条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第二十八条第一項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

八 第三十九条第六項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。

九 第四十条第五項の規定に違反して、糖価

十 第四十一条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

十一 第四十五条第一項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

十二 第四十八条第一項の規定に違反して出資

者名簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第四十八条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに同項の書類の閲覧を拒んだとき。

十四 第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 農林水産大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 農林水産大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に關する事務を處理させる。

2 設立委員会は、事業団の設立の準備を完了したときは、運営なく、その旨を農林水産大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第一条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

官報(号外)

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 畜産振興事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、畜産振興事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における畜産振興事業団に對する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の方に掲げる積立金として整理される。第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の出資に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

3 二 旧畜産物価格安定法第二十八条第一項第六号の業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額 第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定

三 附則第二十九条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十一号)以上「旧暫定措置法」という。第三条第一項第一号から第二号の二まで

4 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の業務並びに同項第一号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されて

5 第一項の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新暫定措置法」という。)第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第一号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る第三十一条第一項の勘定

6 第一項の規定により資金として管理されている金額 第二十八条第一項の資金 第二十九条第一項の規定により資金として管理されている金額 第二十九条第一項の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新暫定措置法」という。)第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第一号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る第三十一条第一項の勘定

7 畜産振興事業団の解散については、旧畜産物価格安定法第六十二条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8 第一項の規定により畜産振興事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(畜糸砂糖類価格安定事業団の解散等)

第七条 畜糸砂糖類価格安定事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 畜糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、畜糸砂糖類価格安定事

業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 三 畜糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

4 第一項の規定により事業団が畜糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十六条第一項の規定により畜糸業振興資金として置かなければならない。

5 第一項の規定により事業団が畜糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、

8 第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十七条第一項の規定により価格安定資金として置かれている金額は、第四十条第一項の価格安定資金として置くものとする。

9 第一項の規定により蚕糸砂糖類価格安定事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第八条 附則第六条第四項及び前条第四項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 附則第十九条の規定による改正後の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「新畜産物価格安定法」という。)第十三条の規定による保証契約に係る債務を負担している者

二 附則第二十二条の規定の施行後に畜産物価格安定法第二条の生糸の売渡しの申込みを行つた者

三 当該請求の時において新畜産物価格安定法第八条の約定により生糸の売戻しを受けられる者

2 旧畜産物価格安定法第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林水産省令で定めるところにより、相手の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3 事業団は、第一項の規定による請求があつた

ときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

4 第五十条の規定は、第二項の農林水産省令を定めようとする場合に準用する。

(非課税)

第九条 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における當該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における當該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第六条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で畜産振興事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際に農畜産業振興事業団といふ名称を使用している者については、

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 事業団は、当分の間、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定において第三十五条规定する残余を生じたときは、これらにかかるわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額の百分の八十に相当する額を超えない額を第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

2 第五十条の規定は、前項の承認をしようとする場合に準用する。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止)

第十五条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法は、廃止する。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 旧事業団法(第十六条、第十七条及び第二十五条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 蚕糸砂糖類価格安定事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第十五条の規定の施行後も、なお従前の例によることとする。

第十九条 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

1 第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置(第三条、第十二条)

2 第三章 債務の保証(第十三条)

3 第四章 雜則(第十四条、第十五条)

4 第五章 罰則(第十六条、第十七条)

第五章 罰則(第十六条、第十七条)

第一項中「田滑にし及び畜産の振興に資する」に改める。

「第二章 安定価格等」を「第一章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置」に改める。

第六条第六項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」に改め、同条第七項中「畜産振興事業団」を「事業団」に改める。

官 報 (号 外)

第二項中「第六十四条第一項」を「第十五条第

3 この法律の規定により事業団の業務が行なわれる場合に、本法の規定による

れる場合には、法第十四條中次の「とあるの」は「第一号に掲げる」と、同条第一号中「第十二条第五項又は第十一条各号」とあるのは「第六条第五項」と、法第十七条中「第八条、第九条などし書又は第十一条」とあるのは「暫定措置法第十三条第二項、第十八条规定の書、第十七条又は第二十条の三」とする。

の勘定において法第五十三条第一項」を「事業團法第三十一条第一項の勘定において事業團法第三十五条第一項」に、「法第三十八条第一項第十五号」を「事業團法第二十八条第一項第三号」に、「同号」の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定」を「事業團法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

第二十条の二 事業団法第二十八条第一項第一号イ及びロ並びに第二十九条第一項第一号の規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第一項に規定する旨記載品につき、

（事業回収の適用）

れる場合には、事業団法第二十八条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)第三条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務」としては、

に」とあるのは「業務」と並びに暫定措置法第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらは、業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)について」と、同項第一号中「同条第三項第一号の業務」とあるのは「同条第三項第一号の業務並びに暫定措置法第三条第一項に規定する業務であって同項第二号の業務に係る指定乳製品等以外の指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)」と、事業団法第三十条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務に係る勘定」と、事業団法第三十八条第一項中「交付金」とあるのは「交付金にあっては」と、「資金として」とあるのは「資金として、暫定措置法第二十条の三の規定により繰り入れた繰入金にあっては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞ
れ」と、「当該資金」とあるのは「これらの資金」と、同条第一項中「場合のほか」とあるのは「場合のほか、交付金に係る資金にあっては」とあるのは「経費に、繰入金に係る資金にあっては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費にそ
れぞれ」と、事業団法第四十三条中「業務」として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第

一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金」と、事業団法第四十五条第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律又は暫定措置法等」に規定する法律又は暫定措置法」と、事業団法第四十六条第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律又は暫定措置法」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは暫定措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は暫定措置法第三条第一項」とする。

第二十一条第二項中「法第四十八条第一項の特別の勘定」を「事業団法第三十一条第一項の勘定」に、「法第五十三条第一項」を「事業団法第三十五条第一項」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 旧暫定措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新暫定措置法の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第三十一条 附則第二十九条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第三十二条 肉用子牛生産安定等特別措置法の一部を次のように改正する。

「畜産振興事業団」に改める。

「置法」という。(第二)条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項に規定する業務」とあるのは「業務」と及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、事業団法第三十七条第一項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」(食肉(当該家畜を含む。)に係るもの)を除く。」と、事業団法第三十八条第一項中「交付金を第二十八条第一項第三号の業務」とあるのは「交付金にあっては第二十八条第一項第三号の業務(食肉(当該家畜を含む。)に係るもの)を除く。」と、「資金として」とあるのは「資金として、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金にあっては特別措置法第十八条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。)についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくは二の業務(これらは業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。)、食肉(当該家畜を含む。)についての同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。)若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として、それぞれ」と、「当該資金の運用によって」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた」

あるのは「砂糖の価格安定等に関する法律」又は特別措置法で、「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は特別措置法第三条第一項」とする。

第十六条第一項中「法第四十八条第一項」を「事業団法第三十一条第一項」に、「法第三十八条规定第一項第六号」を「事業団法第二十八条第一項第三号」、「前条第一項」を「前条」に、「法第五十四条の三第一項」を「事業団法第三十八条第一項」に、「特別の勘定」を「勘定」に改め、同条第二項中「法第四十八条第一項」を「事業団法第三十一条第一項」に、「法第三十八条第一項第三号」を「事業団法第二十八条第一項第三号」に、「特別の勘定」を「勘定」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 旧特別措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新特別措置法の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第三十四条 附則第三十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第三十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和二十九年五月三十日法律第二百四十一号）

第三十一条 法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、「畜産振興事業団」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三十六条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、同項第四号中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第一第一〇四・〇一項から第一〇四・〇五項までの規定中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第一第五〇〇一・〇〇号の二中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第四第五〇〇一・〇〇号の二中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表蚕糸砂糖類価格安定事業団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

号外(官報)

3 「この法律で「一般貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第一項の「一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)」をいう。

第三条の見出しを「(事業の許可)」に改め、同条中「免許」を「許可」に改める。

第四条の見出しを「(許可の申請)」に改め、同条第一項中「自動車ターミナル事業の免許」を「前条の許可」に、「次の」を「運輸省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第四条第一項中「一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他」を「事業計画書その他の」に、「添附」を「添付」に改める。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「自動車ターミナル事業の免許」を「第三条の許可」に改め、同項第一号中「終り」を「終わり」に改め、同項第一号中「免許」を「許可」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条とする。

第六条及び第七条を次のように改める。

(許可の基準)

第六条 運輸大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 当該一般自動車ターミナルの位置、構造及び設備が政令で定める基準に適合するものであること。

二 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

第七条 第三条の許可を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という。)は、使用料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。「これを変更しようとするときも、同様とする。」

2 運輸大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができること。

一 使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを著しく困難にするおそれがあるとき。

二 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをすることを著しく困難にするおそれがあるとき。

第八条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「第六条第二項を「第六条第二項から第十三条までを削る。」

一号に改め、「技術上の」を削り、同条を第八条とする。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「(氏名等の変更)」に改め、同条中「一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより」を「第四

2 前項の許可については、第六条(構造又は設備の変更)に改め、同条第一項中「一般自動車運送省令で定める軽微なものについては、この限りでない。」の規定を準用する。

第十九条第三項中「事項に係る構造又は設備の」を削り、同条を第十一條とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第二十二条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に、「譲受」を「譲受け」に改め、同条第二項中「譲受け」を「譲受け」に改め、同条第三項中「第五条第一項第四号及び第二項」を「第五条及び第六条第二号」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業の休止及び廃止)

第十三条规定の自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十三条を削る。

第十四条を削り、第五章の章名を削る。

第二十一条中「自動車ターミナルの設置(第二条の免許又は第二十九条第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第二十条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善」を「第三条の許可に係る一般自動車ターミナルの設置」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

に改め、「免許」を削り、「附した」を「付した」に改め、同条第二号中「第五条第一項各号」を「第五条各号」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条を第十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 専用バスターミナル

第二十七条中「第十三条、第十四条及び第十六条を「第八条及び第九条」に、「専用自動車ターミナル」を「専用バスターミナル」に、「自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の一章を加える。

第十五条规定のバスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が第六条第一号の政令で定める基準(位置に係るもの)を除く)に適合することについて運輸大臣の確認を受けなければ、その使用を開始してはならない。当該専用バスターミナルの構造又は設備を変更した場合(運輸省令で定める軽微な変更の場合を除く)についても、同様とする。

第十八条を削る。

第四章を削り、第五章の章名を削る。

第二十一条中「自動車ターミナルの設置(第二条の免許又は第二十九条第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第二十条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善」を「第三条の許可に係る一般自動車ターミナルの設置」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雜則

第三十二条の見出しを「(許可等の条件)」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条を第十八条とする。

第三十三条から第三十五条までを削る。

第三十六条の見出し中「意見徵取」を「意見聽取」に改め、同条第一項中「第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項」を「又は第十一条第一項(位置又は規模の変更に係る部分に限る。次項において同じ。)」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「第十八条第一項又は第二十九条第一項」を「又は第十一条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九条とする。

第三十七条を第「十一条」とし、第三十八条を第「十二条」とし、第三十九条を第「二十一条」とし、同条第一項又は第二十九条第一項を「又は第十一条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九条とする。

第三十七条を第「十一条」とし、第三十八条を第「十二条」とし、第三十九条を第「二十一条」とし、同条第一項又は第二十九条第一項を「又は第十一条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九条とする。

第三十七条を第「十一条」とし、第三十八条を第「十二条」とし、第三十九条を第「二十一条」とし、同条第一項又は第二十九条第一項を「又は第十一条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九条とする。

罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して自動車ターミナル事業を經營した者

二 第十一条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

三 第十五条の規定に違反して専用バスターミナルの使用を開始した者

第六章の章名及び第四十条から第四十一条までを削る。

外 報 (号)

第四十三条の中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第七条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二 第十一条第一項を「第十四条第三項(第十九条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)又は第十九条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動車ターミナル事業を休止し、又は廃止した者

四 第四十三条第四号を削り、同条第五号中「第三号を同条第四号」とし、同条第六号中「第三十九条第一項を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第五号」とし、同条を第二十四条とする。

五 第四十四条中「第四十条から前条まで」を「前二条」とし、同条の次に第一条を加える。

六 第二十六条 第十条、第十一条第三項又は第十二条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第七条 第二十二条第一項を削る。

八 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の自動車ターミナル法(以下「旧法」という。)第三条の免許を受けている一般自動車ターミナルのうち、旧法第八条第一項(旧法第十八条第三項において準用する場合を含む。)又は旧法第九条第一項の規定による検査に合格しているもの(旧法第十九条第一項の規定による認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしているものを含む。)は、この法律による改正後

の自動車ターミナル法(以下「新法」という。)第三条の許可を受けたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法第二条の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十五条の規定による確認を

受けている一般自動車ターミナル(前項に規定するものを除く。)は、次条の規定による確認を受けたときは、新法第三条の許可を受けたものとみなす。

三 この法律の施行の際現にされている旧法第四条第一項の免許の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第四条の許可の申請とみなす。

四 手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、附則第一条から前条までに規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

五 第七条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分の確認の申請とみなす。

六 第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二 この法律の施行の際現にされている旧法第十一条第一項の使用料金の認可の申請は、新法第七条の規定によりした届出とみなす。

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

第五条 この法律の施行前に旧法第二十二条第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項の規定による検査に合格している専用バスター

ミナル(構造又は設備の変更に係る旧法第二十二条第一項の規定による「届出」位置又は規模の変更を伴うものを除く。)をしているものを含む。)は、新法第十五条の確認を受けたものとみなす。

官 報 (号外)

六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第一二十三号中「第

二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十一條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号の二中「免許」を「許可」に改め
る。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第十二條 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「事業区域若しくは一般自動車ターミナル」を「若しくは事業区域」に改め、「許可の失効」の下に「(自動車ターミナル事業にあつては、事業単位に属する一般自動車ターミナルの全部についての許可の失効)」を加える。

第十八条第一項中「第五条第一項各号」を「第五条各号」に改める。

第十三條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ハ中「第一条第三項」を「第一条第五項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改める。

第四条第一項第四十号の二を次のように改める。

四十の三 自動車ターミナル事業に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をする」と。

第六条第一項中第十一号の七を削り、第十一号の八を第十一号の七とする。

審査報告書

防衛厅設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成八年五月二十一日

内閣委員長 宮崎 秀樹
参議院議長 斎藤 十朗殿

防衛厅設置法の一部を改正する法律案

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十八万人」を「十七万九千四百三十人」に、「四万六千八十五人」を「四万五千七百五十一人」に、「四万七千五百五十六人」を「四万七千二百七人」に、「二十七万三千八百一人」を「二十七万三千七百五十人」に改める。

第十七条第三項中「工学」の下に「並びに社会科学」を加える。

第十八条第三項中「所掌事務及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三項中「所掌事務については、情報本部の所掌に属するものを除き、政令で定める。」を加える。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十一条の次に次の二項を加える。

第二十八条の二 統合幕僚会議に、情報本部を置く。

二 情報本部は、次の事務をつかさどる。

一 第二十六条第一項第八号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に関する事。

二 第二十六条第一項第一号(統合防衛計画の作成に係る部分に限る)に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関する事。

三 第二十六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報に関する部分に関する事。

四 自衛隊第二十二条第三項の規定により統

合幕僚会議の議長の行う職務に関する事務のうち情報に関する部分に関する事。

うち情報に関する部分に關する事。

3 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 情報本部の内部組織については、總理府令で定める。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定は、平成八年十月一日から施行する。

防衛厅設置法の一部を改正する法律案

防衛厅設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十八万人」を「十七万九千四百三十人」に、「四万六千八十五人」を「四万五千七百五十一人」に、「四万七千五百五十六人」を「四万七千二百七人」に、「二十七万三千八百一人」を「二十七万三千七百五十人」に改める。

第十七条第三項中「工学」の下に「並びに社会科学」を加える。

第十八条第三項中「所掌事務及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三項中「所掌事務については、情報本部の所掌に属するものを除き、政令で定める。」を加える。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十一条の次に次の二項を加える。

第二十八条の二 統合幕僚会議に、情報本部を置く。

二 情報本部は、次の事務をつかさどる。

一 第二十六条第一項第八号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に関する事。

二 第二十六条第一項第一号(統合防衛計画の作成に係る部分に限る)に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関する事。

三 第二十六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報に関する部分に関する事。

四 自衛隊第二十二条第三項の規定により統

官 報 (号 外)

平成八年五月二十二日 参議院会議録第十九号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記可日

(第十一号の発送は都合により後日となる
ため、第十九号を先に発送しました。)

発行所	虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電話	08(3587)4294
定価	本号一部 (本体 送 料 別 100円)